

第 5 回津地区合併協議会（法定）

会議録要旨

日 時 平成 15 年 6 月 25 日（水）午後 6 時 00 分～午後 7 時 20 分
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、渡邊悌爾委員、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

はい。どうも皆さん、こんばんは。今日は第 5 回の協議会でございます。夕刻大変ご多用の中をまた今日もご参集いただきまして、ありがとうございます。ちょうど 6 月の定例会の最中とお見受けいたしますが、非常に厳しい財政環境等々の中で報道なんかで皆さん方のいろんなご苦労も拝見出来ます。大変な時だなどお察し申し上げます。ただでさえ、そういう時でございますのに、合併に向けての諸協議をお願いしている訳でございます。本当にありがとうございます。この合併協議もですね、まだまだ調整項目が多く残っております。多く残っていると申し上げるよりも、ほとんどまだ未調整と、こういう段階でございます。もっと早くそれぞれ幹事会であるとか専門部会で調整をしてお諮りをしていけばと思うのですけれども、なにせ今揃ってきて、そして大車輪でそういう詰めをそれぞれの皆さんにいただいている最中でございますので、この点どうぞご了承をいただきたいなど、こんなふうに思います。それから、3号委員の皆様方にもいつも本当にありがとうございます。ご自由な立場故に皆様への情報も多いと思いますので、どうかそれぞれの諸協議に幅広いご所見を賜っていければと、こんなふうに改めて、またお願いをする次第であります。

さて、今日の議事でございますけれども、報告事項が 4 件、協議事項といたしましては、前回提案の案件が 4 件の 8 件でございます。そして、それに加えまして新市の建設計画に関する項目が 1 件と。お忙しいところ、恐縮でありますけれども、それだけの事を今晩はお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは、早速会議に入らせていただきます。会議次第の 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長議長席までよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会の規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げたいと思います。それで少し、議事に入ります前に皆様にご意見をお伺いし、お諮りをしたい事がございます。今日の段階ではいささか早いのかなとも思いますけれども、承知の上で、しばらく今月中皆様方にお目にかかれませんので、あえてご相談を申し上げたいと思います。内容ですけれども、河芸町議会で、町長不信任案件が議決をされました。それで、これから、私どもの協議日程の中に、どういうかっこうになるかわかりませんが、町長辞職にしる、議会解散にしる、選挙がついてまいります。その間、あるいは、ひとつの形となりますれば、2号委員さんとして、1号委員の方は代理ということがありますけれども、2号委員さんの方はお出になる立場がありませんので、ですから、これからの会議をどういうふうに進めていくかという

私のご相談です。もともと、私も含めまして委員の皆さん方、当然ご欠席という場合がございます。だから、お一人方とかお二人方とか欠席でどうこうということでは無いと思いますけれども、ただ先程申し上げましたように、2号委員さんがいらっしやらないということが、もしありますれば、そういう場合の進め方であります。どうしましようかというご相談をするからには、私の考え方を申し上げたいと思うのですけれども、こういうことになりまして、ひとつ進め方は今まで通りといいましようか、そのことゆえに、しばらく協議を見合わせましようとか、そんなことはなしにお諮りをしてまいりたいなと思います。ただ、そうは言いましても、大きな、皆でどうしてもご相談をして、きちっと、という項目は、この期間はせざるを、ずらした方がいいかなと。そうしますと、どんな事柄をこの間しばらく河芸町さんの体制がきちんと整えるまで待って、どの事柄を進めていこうかなと、こういうことになろうかと思えます。そのことは河芸町さんの問題でもございますので、安芸郡の副会長さん、横山委員と私がよくご相談を申し上げて、その取り扱いというのは私にご一任を頂きたいなと、こんなふうに思います。決して、常識的に考えて無理のないように進めたいなと思えますけれども、申し上げたかったことは、このことで私どもの、それでなくても少ない日程の協議を停滞させたくない、というふうにしたからでございます。私のお諮りすることは申し上げました。皆さん何か、私と違った考え方なり、ご意見がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでございましようか。どうぞ。

前山委員 協議会規約の第9条第3号ですか、第7条第1項第1号及び第2号に掲げるものについては、予め指名したものが代わって会議に出席することが出来る。と、こういうことになっていますね。したがって、そういったことについて会長さんから、いっぺん確かめていただく必要はあるのではないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょう。

会 長 私がこう申し上げたのは、こういうことなのです。今日はご欠席ですけれども、町長さんもいらっしやるし、議員の方もいらっしやいます。だから、今日はいないけれども、もう少し先で町長が、もしの場合のお話ばかりですから、そのように聞いて下さい。欠けた時には、これは職務代理者ですから、出てこられると思えますけれども、議員の方が欠けた時には、そういう職務代理というのはございませんでしょ。だから、2号委員として、お出になるチャンスが、その間ないからどうしようね、というふうに申し上げております。

前山委員 よくわかりました。はい、会長に一任。

会 長 いかがでございましようか。皆さんのご同意が得られれば、横山委員とご相談しながら、案件の取り扱いについては慎重にやってまいりたいと思えますので、是非、形として滞ることのないようにご協力をいただきたいなと思えます。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議の前に時間をいただきまして恐縮でございました。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思えます。今日の会議は25人の委員さんの中、23人さんの出席で規約第9条の規定を満たして当会議が成立しておりますことをご報告を申し上げます。それから今日の会議録の署名を私からお願いをしてまいりたいと思えます。芸濃町長の横山委員、お願いをいたします。それから久居市の議長さん辻委員、お願いをいたします。それから津地方県民局長の本多委員、お願いをしたいと思います。お三方によろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず報告事項につきまして、報告第16号総務・企画部会企画分科会の事務事業調整方針を事務局から説明をさせたいと思えます。それでは、お願いいたします。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 16 号 総務・企画部会企画分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいま報告第 16 号を事務局がご説明を申し上げました。非常にいろんな項目がございますが、概して事務的な進め方のものがございますので。そしてまた、いままでご覧になった事柄でもと思いますので、説明は概要の説明にいたさせました。質問等ございましたら、それで補ってまいりたいと思いますが、よろしゅうございませうか。ありましたら、どうぞ。報告 16 号につきまして、説明をいたしました内容でご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。専門部会でこれは十分にいろいろとやってもらった内容でございますので、異論はないと思います。それでは次に進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。では 16 号は原案のようにご承認をいただいたと、いたしまして。続きまして報告 17 号、これが総務・企画部会の法務分科会の事務事業調整方針であります。それでは、説明して下さい。

- ・報告第 17 号 総務・企画部会法務分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 17 号をご説明いたしました。法務関係等々、地方行政の中で、いわゆる訴訟事務等が出てまいりますけれども、そういったものの進め方につきましてのお諮りであったと思います。いかがでございませうか。何かご質問ございましたら。特にございませんでしたら、ご承知いただいたものとして進めてよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、今度は報告第 18 号総務・企画部会統計分科会の事務事業調整方針であります。それでは、18 号。お願いします。

- ・報告第 18 号 総務・企画部会統計分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいまご覧をいただいておりますのが、統計分科会での事務の進め方でございます。ルーティン的な仕事が多いのでありますけれども、いかがでございませうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 特にご質問、ご意見ございませぬようでありますから、この件、原案通り承認といたします。それでは、もうひとつ。報告第 19 号が検査分科会の事務事業調整方針であります。それでは、お願いします。

- ・報告第 19 号 総務・企画部会検査分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 これは事務局、新たに制度を制定するということですね。そういうことですね。新たに制度を調整するということは合併後ということですか。

事務局長 合併と同時に津市の例により調整すると、具体的な事務内容につきましては津市の例により調整するということで、合併と同時にという形になっています。

会 長 調整ということは、でも、合わせていかなければならないような事柄がある訳です

ね。完成検査とか、いろいろ、やり方について。

事務局長
会長

そうです。

ご覧をいただいております検査分科会の項目が、工事検査でありますとか、それから積算システムでありますとか、検査体制でありますとか、いろいろと非常に細かい内容に入ってくると思います。皆さんの団体でもそれぞれ、このことについては毎年でしょう、多分。見直しを加えられて、それぞれの時に合わせていらっしゃると思いますが。私もこれを今の段階で詳細決めてということにも、なかなかならないと思いますので、ご提案を申し上げましたように合併と同時にひとつの大きくなり、事業量にあった形を制定をするということを目指しまして、暫くはこの方向で承知ということにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会長

それでは、まだまだこれは調整が残りますけれども、そういったことも含めまして、原案ご承認をいただいたことにいたしたいと思います。

さて、事務的な内容についての報告事項は以上でございます。

(2) 協議事項

・協議第8号 地方税の取扱いについて(その1)

(個人市町村民税、法人市町村民税、入湯税)

会長

では、ただいまから、それぞれの協議事項に入らせていただきます。前回の協議会におきまして、協議第8号から協議第11号までをそれぞれご説明をいたしました。その後委員の皆様方におかれましては、その内容をお持ち帰りいただきまして、そして、それぞれのお立場で検討をいただいたと。こういうふうに思います。今日はその検討の結果をお聞きいただきまして、まとめてまいりたいなと、こんなふうに思います。それでまず協議第8号が地方税の取扱いについて(その1)これは個人の市町村民税、それから法人市町村民税、それから入湯税の取扱いについて、協議をお願いいたしました。いろいろとご協議をいただいたことと思いますので、是非このことにつきまして、ご意見を伺ってまいりたいと思います。いつも、こっちからですので、今度は申し訳ありませんが、右側から。すみません、順次ご所見をお伺いしたいと思います。

田村委員

私どもでは、協議事項第8号につきましては、調整案を良とさせていただきたいと思っておりますし、その方向で進めていただくようお願いを申し上げたいと、このように思っております。

横山委員

失礼いたします。たいへん、安芸郡、少しいろいろございまして、ご迷惑をおかけいたしました。安芸郡といたしましては、この調整事項については、私ども4町村、また議長、次に特別委員長、居ないところは副議長という形で、いつも12人で相談させていただいておりますのですけども。この案については、安芸郡としては賛成でございます。しかし、今河芸町さんがいろいろございまして、ひとつ、ここで採決取るのだけは少しお願いしたいと思います。

会長

あの、ちょっと町長さん、お伺いしたいのですけれども。横山委員、安芸郡としてこの項目について、ご賛成だということは、後皆さん方にお伺いしなくてもいいと言うことですか。

横山委員

そうです。

会長

あと、皆さんご賛成ということですね。それから、何か言葉にこだわって、まことに失礼でありますけれども、採決を取らないでおっしゃるのは、例えば、皆さんそれでよろしゅうございますか、皆さんがそれで結構ですということも止めときなさいとおっしゃる訳ですか。

横山委員

安芸郡といたしましては、河芸町の立場もございまして、いろいろございまして、賛成ですけども、やはり揃われてから、少し進めていただいて。案には賛成です

けど、少しお手を上げるのは待っていただきたいということでございます。会長、ご配慮を。

会 長 横山委員とはちょっとこれ以上は、時間がありますので。それじゃ、はい。黒川委員、今のお話のようにご所見を承らなくていいですか。もし、黒川委員がございましたら、それじゃ。

海野委員 失礼いたします。今（安芸郡の）会長が少し経緯を申し上げましたけれども、冒頭近藤会長がおっしゃっていただきましたように、この協議会の取扱いをどうするかということで、一応皆さん方にご了承を得られたと、こういうこともございますので、審議は審議として、お進めをいただきまして、2号委員の問題は横山副会長と十分ご相談をいただくということを確認していただいておりますので、この会議の進行につきましては、個々にやはり、安芸郡の町村の意見も伺っていただいて、進めていただきたらと思います。本日の採決につきましては、横山町長さんからもご意見も出た訳でございますので皆さん方に諮っていただいて、今日この場で採決を取るのか、取らないのかということだけお決めいただくとありがたいなと思っております。私といたしましては、こういう場でございますので、物事を進めていかなければならんという立場から、いろいろと考えを持っておりますけれども、横山副会長、そういうことをおっしゃっていただいておりますので、諮っていただくとよろしいかと思っております。

会 長 そうですね、もうひとつだけお伺いしておきます。地方税の問題、それから後ですね、消防庁舎の問題もあるし、使用料、手数料の問題もあるし、こう出てまいりますね、それ全部ということですか。今は、最初の税のところだけをお諮りをしていますので、そんなご意見をいただいたのですか。これ、今から順番に一個ずつやっていくですけども。

横山委員 あの、全部でございます。やはり、賛成は賛成です。ある意味といたしましては、少し採決については、待っていただきたいと。皆さんにご理解をいただけたら。もう少し申し上げるといろいろありますので、少し時間をいただきたいというだけで、このまま、いいという方向で進めていただいて、決してこの案に、安芸郡としては賛成でございますので、少し、採決だけは。

会 長 それじゃ、ちょっと、皆さんのご意見を伺ってからにいたしましょう。3号委員さんにもお伺いしたいのですが、本多委員いかがでしょうか。

本多委員 今の横山委員のお話もありますので、皆さんに諮っていただければどうかと思います。

会 長 あの、内容は。本来お諮りしたいのは内容なのです。

本多委員 内容については賛成でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。恐れ入ります。渡邊委員。

渡邊委員 基本的に、先程の本多委員と一緒にございます。内容的にはこれで進めていただければ、よろしいと思います。ただし、そちらのご事情もあるので、決定については、少し配慮をするのがスムーズにいくのかなと、個人的には思います。以上でございます。

会 長 恐れ入ります。

鈴木(秀)委員 はい。内容的には地方税法に基づくことになって、これは人口が増える訳ですから、津市の例になるということで、これはやむをえないことだと思いますし、入湯税につきましても、これびたっと一致していますから、調整の具体的な内容については、何も書いてございませんけども、全く一致していますし、法人税割額も調整内容の中に1億円を超える法人には13.5%の税、これも津市で既に実施している内容と全くそれに統一するということですから、問題ないと思います。ですから、内容については全く。これをどうして採決を保留するのかについて、まだちょっと理解が出来ないですね。こういう形で、何らかの形で欠席された場合、いつも採決を先延ばしにしているのか、今回特別な事情なのだから、ちょっと採決を待ってくれとおっしっているの

か、よく把握ができないものですから。私は商工会議所から派遣されて、ここに座っているのですが、それについて個人的な意見を言う訳にもいかないし、ちょっと今判断に困っているのですが、全体的なことを考えると、ご欠席はそれぞれの事情ですので、ここでは、やはり一つひとつ決定して前へ進めていくのが正しいのではないのかなというふうには思っておりますけれども、事情がわかれば、そうかということであれば、それはそれでまた、判断は変わるとは思いますけど、現在の、私の今の把握した状況からいくと、やはり一つひとつは決めて前へ進めるのが正しいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、織田委員。

織田委員 すいません。私も今鈴木委員が言われた通りに、この内容については賛成ですし、その他のことについては、私としてはちょっと今としては答えさしていただきませんので、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。すいません。木下委員。

木下委員 はい。内容的については私も鈴木委員と同じように思います。で、語尾が何かごにやごにやとされちゃいますので、どういうことなのかというのは、ちょっと、わかりかねます。今回が特別なことなのか、このままぐずぐず、またこういうケースが無いとも限りませんので、要するに欠席せざるを得ないような事情が出た時には、どうなるのかなと、ちょっと心配なところがあります。

会 長 ありがとうございます。それでは、美杉さん、どなたからか。はい、今井委員。
今井委員 この8号につきまして、扱いそのものは会長の元で皆さん決めてもらったら結構でございますが、内容につきましては、2回ほど、協議いたしました。議会、執行部とも全員賛成でございます。

会 長 ありがとうございます。申し訳ありません。また順番にお願いいたします。

天花寺委員 白山町ですが、内容は非常に違うといえますか、税と消防の関係ありますので、いっぺんにお答えしていいですか。

会 長 今、8号だけを。

天花寺委員 白山町におきましては、調整内容の提示してある通りで、個人、法人ともに、そのままいいと思いますが。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、一志町さん。

豊田委員 協議第8号につきましては、基本的にはこのように進めていただいたら結構かと思っておりますけれども、特別委員会でも出ましたことにつきましては、不均一課税も考慮に入れたらどうかというような意見が一部にございました。以上でございます。

前山委員 先程、安芸郡の方からご提案いただきましたことについて、私から。安芸郡さんの事情も私どもの同郷といえますか、そういった意味で理解を少し示したいと、こういうふうには思いますので、よろしくお願いします。

藤川委員 香良洲町ですけれども、協議事項の8号案ですけど、一応調整内容はこのままで結構でございます。

会 長 ありがとうございます。

鈴木(一)委員 今、前山委員、言われましたように、私も安芸郡の立場は十分わかるのですが、それでも、冒頭議長が言われましたような協議会を進めて行きたいということになってまいりますと、総てこのような形でいくのやったら無理になってきますので、そこをどのように調整するか、私は一つ課題が残ると思うのですが、

横山委員 そうですね。まず、欠席だろうと思いますので。しばらくの間。

鈴木(一)委員 そうすると、もう決定はできないということになる訳で、それでも、協議会していいのかなと、というようなことになってまいりますと、非常に自分の頭の中が矛盾していますので、十分なことはわかりませんが、皆さん、同意していますので、どのように取扱いをすべきか、私は本来ならば合併協議会が遅れますので、早く結論を出してほしいな、という意見ですけども。安芸郡の事情もございますので、そのよう

な事情もわかります。したがって、今後の欠席の、期間中の協議会の動向をどのようにもっていくべきか、と少しそういう意味では非常に心配をするところでございますので、ひとつ意見として。

会 長 はい、ありがとうございます。おしまいになりまして、すいません。池田委員。
池田委員 久居市でございますが、他の委員さん全て原案でいいということでございまして、久居市の場合、特別委員会でかなり厳しい意見がございました。特例法で不均一課税が認められているわけですので、住民負担を増やさないという原則からいけば、不均一課税にすべきではないかと、こういう意見があったわけでございますが、最終的には出席する市長、議長に任すと、こういうことでございますので、久居市以外の委員さんが原案賛成ということでございますので、久居市も了解をさせていただきます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。この8号ですね、恐縮でした。特に皆さん方にご意見を伺ったのは、やはり最後に久居市長さんがお話になったように、他の案件と違いまして、少し考え方が分かれるという所もありましたので、敢えて失礼でしたけれども、お伺いをいたしました。ずっと、お伺いしてまいりまして、私は、この問題については幹事会なり、分科会で整理をしてくれました方向で皆さんのご同意がいただけたらな。と、こんなふうに思います。それで、もうひとつ、横山委員からおっしゃられて、そして鈴木(一)委員からもご懸念がありましたことなのですが、これ、私最初にこういう欠席という形で滞っては、もっと時間的に余裕があることだったらいいのでしょうけれども、お互い大事の問題でありながら、時間ございませんので、お互いがんばってやっている訳なのですけども、欠席で滞ってはいけませんので、それで、私は大事の問題といえますか、皆さんかが例えば真二つに考え方が分かれて、さあというような問題であれば、これは、やはり、そこで河芸町さんを置いて。ということは無理かなと思うのです。でも、今度のようにお伺いして大体この方向だ。ということで、それから内容も安芸郡さんもよろしい。と、おっしゃっているのであれば、是非この問題はひとつここで、改めて皆さんにお諮りします。前回ご提案を申し上げましたようなかっこうで当協議会としては進める。と、いうことにしたいと思いますが、横山委員、もういっぺん最後に横山委員のお話を伺っておきます。

横山委員 えらい、いつも黙っていて申し訳ございません。やはり、皆さん、これ、安芸郡としては河芸町も賛成でございます。十分いろいろ会をもっており、私ども町村長はよろしいですけども、河芸町さんの議会さんが欠席でございますので、賛成ですけども、失礼ですが、久居市さんのことも申し上げて、失礼なことになるかとは思いますが、ただ、一緒の時全員で賛成ですけど、やはり河芸町さんの立場を、その欠席ということではなしに、特殊な、特殊というのは言葉が悪いと思いますが、いろいろご事情がある欠席でございますので、ひとつ、会長のご英断を願いたいと思います。賛成でございます。ひとつそのへんをよろしく願います。

池田委員 よろしいですか。

会 長 はい、それでは池田委員のご意見をお伺いしてから。

池田委員 採決を取る必要は全く無いわけでしょう。賛成、反対、意見が分かれて、どうしても調節がつかないということには採決を取らないと仕方がないですけど。反対が無いわけですから、採決を取る必要は無いわけでしょう。

会 長 そういう意味では、僕は手を挙げて採決という意味ではありませんけども、物事を決めるのですから、広い意味では、採決かな。と思って、それで、でも、皆さんのご意見をお伺いして、そして横山委員には英断とおっしゃれまして、英の方は付きませんけれども、断といいましょうか、会長として物事を決めさせていただくということであれば、横山委員、ここは、お気持ちはよくわかりますけれども、ひとつ進め方の例といたしまして、ご承知をいただきたいな。と、ここで、この8号議案については決めた。と、いうことでご承知をいただきたい。どうぞ。

横山委員 何度も申し訳ございません。私ども、新聞でいろいろ聞かれましたけれども、合併は肅々と進めさせていただかならん。と、いう信念をもっておりますので、採決だけを取らずに進めていっていただければ、ありがたいと思います。

会 長 なかなか進め方として、採決はいったい何だ。と、それこそ詰めなければいけませんけれども、池田委員もおっしゃられましたように、真二つに分かれて手を挙げる。で、河芸町さんの意見次第で物事が変わるということであれば正真正銘採決という意味あるかとも思いますけれども、この場合皆さんがこの件については、同意だということは、広い意味ではひとつの決だと、いうことで進めさせていただきたいと思います。皆さんよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ということで、次に移らさせていただきます。

- ・協議第 9 号 使用料、手数料等の取扱いについて(その 1)
(税務関係手数料)
- ・協議第 10 号 各種事務事業の取扱いについて
納税関係(その 1)(納税貯蓄組合)
- ・協議第 11 号 各種事務事業の取扱いについて
消防防災関係(その 1)(消防本部の位置)

会 長 それで、その次の 3 つの案件につきましては、私は予め 8 号議案につきましては、いろいろお考えがあるというふうに伺いましたので、一つひとつ伺いをいたしてまいりましたけれども、9、10 それから 11 消防関係の消防本部の位置、これにつきましては、特に前回ご説明申し上げましたことについて、ご異論が無いようでございますが、その通りだ。と、おっしゃっていただくのであれば、そこで 3 ついっぺんに決めた。ということで、もし、何かいやいや。ということがあれば、お伺いしたいと思いますが、3 ついっしょに。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい。それでは消防庁舎のあり方等も含めまして、原案通りの内容で確認をさせていただいたということにいたしたいと思います。いろいろと時間を取りましてありがとうございました。

それでは、会議次第の 4 でございますが、新市建設計画の基本理念等の内容につきまして、事務局からご説明を申し上げたいと思います。このことは新市の建設計画策定懇話会で住民の皆さん方のご意見を伺ってまいりますし、それから、今日一応ご説明を申し上げますけれども、これは本当に一つのたたき台だというふうにお考えになっていただきまして、いろんな考え方がございます。まさしく新市のマスタープランになってまいります。それから、いろいろ諸事業をやっていくベースにもなりますので、このことは、今日は一応お聞き取りをいただきまして、これは十分ご議論をいただきたい。と、こんなふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。それでは、事務局。えっ、資料ございません。ちょっと、事務局、ちょっと後ろへ行って見てあげて下さい。みんな、あるのですけども、その下の方についていませんか。そうですか。それでは、お渡しして下さい。いいですか、それでは。

4 新市建設計画基本理念等の内容について 資料に基づき事務局長から説明

会 長 事務局の説明は以上の通りでございます。この内容は、なかなかご一読いただいてそうか。というものではないと思います。非常にこれからの基本計画でございますので、是非いろんな角度からご検討いただきたいな。と、思うのです。今日も私も、こ

という素案をお出しする前に担当と話をしております、皆さんのところにも届いていると思いますけれども、今、三重県は津、久居圏域の都市マスタープランを作りまして、そして、皆さんにこれでいかがですか。とお示ししていると思うのです。これこそ、今日も読んでいまして、私たちが合併をしてみたい、新市の建設計画と整合してものでなきゃ、いけませんので、その中には新しい町の理念を「ゆとりある環境と多様な交流を育むいきいきとした県都づくり」。今、説明申し上げました「環境と共生し心豊かで元気あふれる美しい県都」と言葉はいろいろと違いますけれども、似たような理念でありますとか。しかし、内容になりますと県がこの経緯につきまして、強調しておりますところが、多少、わが方では少しそういう気持ちは入っているのですけれども、表現が弱かったり、強かったり、いろいろ違います。違っていいのですけれども、ひとつのご検討いただく、私なりの、ひとつの今日のポイントでございましたので、ご参考になればと思って申し上げました。是非、これから建設計画策定懇話会でありますとか、住民の皆さんのところにお話に行つてのご意見でありますとか、いろんな事柄がなかに入つてまいりまして、一つの形に出来上がっていくと思いますので、更なるご意見をお願い申し上げたいと思います。今日ご説明申し上げました中で、何かご質疑がございますれば、担当から説明をさせますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。海野委員。

海野委員 1点だけ、もう少しご説明をいただきたいことがある訳ですが。ページ数でいきますと、14ページでございますけれども、2の計画策定の方針ということで、(1)の計画策定の趣旨、この中で、この計画となお書きの部分、なお、新市の進むべく方向云々とございますが、この新しいまちづくり計画のプランと、なお書き以下のくだりの部分、このへんのところが、どういった関連になってくるのか、ということで、どれぐらいの度合いで前後するのか、そのへんのところを少し、この段階でおわかりでしたら、ご解説していただきたいと思つています。以上です。

会 長 お話いただくのは、はい、事務局で。

事務局次長 先程のご質問にお答えしたいと思います。一応計画策定の趣旨ということではなかったのですが、おっしゃっていただきました、なお書きの部分で、なお新市の進むべき方向についてのくだりを付け足していただきました。と、申し上げますのは、もちろん合併を前提とします、この必須条件としまして、建設計画を策定するという形になっております。しかし、このような短い期間の中で新市のまちづくり計画というものを、詳細にこの期間の中で取り上げて策定をしていくということにつきましても、少し時間的な制約もあつて、少なからず、そういうようなことから詳細につきましては、新しい新市になって作られる総合計画、基本構想、基本計画、そういうことになっていくわけなのです。そういった新しい新市での総合計画の中で詳細等については述べていきたいと、そういったような形で計画の趣旨の中に、そういったコメントを入れさせていただいた。ということでございます。以上でございます。

会 長 海野委員、まず、よろしゅうございますか。ちょっと、待ってね。どうぞ。

海野委員 ありがとうございます。概ね理解はいたしましたけれども、この新しいまちづくり計画が基本になってまいりますので、出来る限り、あまり細かいことは書き入れることは不可能ですけれども、この710k㎡の町がどういう形になるのだと、いうことはこの計画を見ておおよそながら、絵が描けると、また、私どもは町民の皆さんにご説明をさせていただいて、やはりご理解をいただかなくてはならんというのもございますから、出来るだけそのへんのところは具体的に、また将来的なビジョンとして、とらまえられるような形の中でこれを皆さん方と協議しながら十分作り上げていっていただきたい。と、こんなふうにおつておりますので、お願いいたしますと思つています。

会 長 事務局、いいですか。はい。横山委員。

横山委員 先般道路計画について、県の方針で持ってきていただきましたけれど、やはり、失礼な言い方になりますが、新市の計画についても、道路網につきましても、私どもは

安芸郡といたしましては、やはり合併するか、しないか、という時には焦りすぎになってはいけません。といういことで、何も提案しなかった訳でございます。先般道路網のことについて、持ってきていただきましたけれども、失礼な言い方になりますけれども、久居、一志郡の方に道路計画が多いということで、県の施策でまいった訳でございますけれども、その点も少し述べさせていただきました。これで。

会 長 お気持ちはわかりました。いかがでございましょうか。いろいろ、海野委員からお話もございましたけれども、私非常に、この計画でどこまできちんと出来るのかな、という気持ちもあるのです。実際新しい地方制度がスタートする訳でしょう。そうすると、その新しい地方制度はそれなりの選ばれた議員さん、選ばれた首長で出ていくのですから。そこでのお考えもあるだろうし、といっても、今お諮りをしていきますところの計画そのものが、合併の特例措置の土台になったりいたしますので、そのへんのとらまえかたを非常に、僕も悩んでいます。個々具体的にも、そういうことがあると思うのです。今日は調整項目をいろいろご審議いただきましたけれども、もうなかなか、つかなければ、じゃ、もう先にいこうや。と、いうことなんかも出てくるかもしれません。でも、やはりそれは、先にいくよりも、我々これだけの者が揃っているのですから、ご同意いただけますならば、今それぞれの住民の我々が代表ですから、ここで新しいところの方向というのもあってもいい。とも思いますね。また、そんなところは個々、具体的にいろいろとお諮りをしてまいりたいと思います。私もけして、大変だから、パスというようなつもりではなく、なるべくと、思います。それから、住民の方に説明をしていかなければならない。私たち義務をございまして、そういう意味からも、この計画そのものは、得てして抽象的になりがちなところをなるべく、説明しやすいような、具体性がもてればな、とっております。どの部分をとらまえて、どこで説明なさるかはやそれぞれかな。と思っておりますけれども。そういう意味であえて、例えば、理念の言葉ひとつも、都市像というのでしょうか、気になっておりますが、又いろいろとご議論いただきたいと思っております。それでは、今日ご相談を申し上げたい内容はこれでほぼ終わりました。あとは、会議次第の5次回協議会の日程等につきまして事務局から説明を申し上げたいと思っております。が、それ以外に、又大きなご意見がございましたら、事務局がその他を説明した後でお伺いすることにいたしますので。それでは、先ず。

5 次回協議会（第6回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成 15 年 7 月 10 日（木）午後 1 時

場 所 津センターパレスホール 5 階 津市センターパレスホール

協議予定事項

協議第 1 2 号 各種事務事業の取扱いについて

電算システム関係

会 長 最後の表をご覧いただきましたように、まだ一重丸のほうはまだ多うございまして、これが最初ご挨拶でも申し上げましたような、これからの大変さでございます。どうぞ、よろしく願いを申し上げたいと思っております。さて、これで以上でございますが、この際特にはございませぬでしょうか。ございませぬようでしたら、これで今日の協議会を終わらせていただきます。いろいろと勝手なことも申し上げまして、ご気分を損ねられたかもしれませんが、是非なんとかして、うまくまとめていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。どうも本当にありがとうございました。どうぞ、よろしく願いいいたします。

平成15年7月15日

署名委員	1号委員	芸濃町長		
			横山 雅宏	印
	2号委員	久居市議会議長		
			辻 美津子	印
	3号委員	三重県津地方県民局長		
			本多 隆志	印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。